

# 市立千歳市民病院における医療事故等の公表基準

## 1 目的

市立千歳市民病院で発生した医療事故等について、市民に情報の提供を行い、医療の透明性を確保することにより、市民が信頼し、安心して医療が受けられる安全管理体制の向上を図るため、この基準を定めるものである。

## 2 用語の定義

### (1) 医療事故（アクシデント）

過失の有無に関わらず、医療に関わる場所で、医療の全過程において発生するすべての人身事故をいう。不可抗力によるものや患者自身による自傷行為等も含む。

医療事故は大きく次のものに分けられる。

医療機関・医療従事者に何らかの過失がある場合（医療過誤）

医療内容に問題がないにも関わらず起きた場合（過失のない医療事故）

### (2) インシデント

「ヒヤリ・ハット事例」ともいわれ、日常診療の場で、誤った医療行為が患者に実施される前に発見されたもの、あるいは、誤った医療行為が実施されたが、結果として患者に傷害などの影響を及ぼすことはなく、医療事故には至らなかったものをいう。

## 3 医療事故等の区分

医療事故（アクシデント）・インシデントは次のとおり区分する。

	区 分	内 容	
インシデント (ヒヤリ・ハット)	レベル0	間違ったことが発生したが患者に実施されなかった場合	
	レベル1	間違ったことを実施したが患者に変化はなかった場合	
アクシデント	レベル2	軽度	事故のため観察・検査・簡単な処置が必要になった場合
	レベル3	中等度	事故のため治療・処置が必要になった場合
	レベル4	高度	事故により高度の後遺症が残る場合
	レベル5	死亡	事故により死亡した場合

## 4 公表の基準

医療事故等の区分ごとの公表基準は次のとおりとする。

	区 分	過失のある事故（医療過誤）	過失のない事故
インシデント (ヒヤリ・ハット)	レベル0	医療事故として取り扱わず非公表	
	レベル1	医療事故として取り扱わず非公表	
アクシデント	レベル2	非公表	
	レベル3	包括的公表（レベル別件数、事故内容別件数）	
	レベル4	原則公表	公表（レベル別件数、事故内容別件数）
	レベル5	原則公表	公表（レベル別件数、事故内容別件数）

その他、過失の有無に関わらずレベル4及びレベル5の事故で、他の医療機関も含めて医療事故防止上、公表が望ましいと判断した場合は、公表する。

## 5 公表の内容及び時期

(1) レベル3における包括的公表、レベル4及びレベル5の過失のない事故の公表は、当該年度におけるレベル別件数及び事故内容別件数を翌年度に一括して公表する。

(2) レベル4及びレベル5の過失のある事故の公表は、原則として次の事項とする。

事故の概要

対策と改善状況等

その他必要事項

(3) その他、緊急に公表すべきと判断される事故については、速やかに公表する。

## 6 公表の手続き

公表する内容については、通常は院内に設置する安全管理委員会で決定する。なお、緊急に公表すべきと判断される事故については、院内に設置する緊急事故対策会議で決定する。

## 7 公表にあたって留意事項

- (1) レベル4及びレベル5の過失のある事故の公表については、事前に患者側に対し十分説明を行い、原則として書面により同意を得る。なお、同意が得られない場合は、公表を控える。
- (2) 患者及び職員等が特定されないように個人情報の保護に十分配慮するとともに、患者側の意思を尊重する。
- (3) 紛争中の事故等、病院事業の円滑な運営を妨げる恐れがあると判断される場合は、公表の有無または公表時期等を検討する。
- (4) 守秘義務が課せられている情報については、公表内容から削除する。

## 8 適用

この基準は、平成18年4月1日から施行し、平成16年4月1日以降に発生した医療事故等について適用する。